

財務省告示第百二二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の四第一項の規定に基づき、平成二十一年度における限度額等を次のように定め、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月三十一日

財務大臣 与謝野 馨

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の四第一項に規定する限度額等は、次の表の各項の中欄に掲げる品目の区分に応じ、当該各項の下欄に定める額又は数量とする。

項名	品目	限度額等
一	<p>関税込率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下この表において「関税率表」という。）第二八二五・八号に掲げる物品のうち 三酸化アンチモン</p>	<p>二、九〇二、〇四四 キログラム</p>
二	<p>関税率表第二八四九・一号に掲げる物品</p>	<p>八〇〇、二四八千円</p>

	<p>関税率表第二八四九・九 号に掲げる物品のうち 炭化ほう素、炭化ニオブ及び炭化タンタル以外のもの 関税率表第二八五二・ 号の二の(三)に掲げる物品のうち 水銀の炭化物</p>	
三	<p>関税率表第二九 五・四四号に掲げる物品</p>	<p>一、 九七、六〇二千円</p>
四	<p>関税率表第二九 六・一一号に掲げる物品</p>	<p>二七七、八九七千円</p>
五	<p>関税率表第二九一八・一四号に掲げる物品</p>	<p>一七九、七七三千円</p>
六	<p>関税率表第二九一八・一五号の一に掲げる物品</p>	<p>九、八四四千円</p>
七	<p>関税率表第二九二二・四二号の一に掲げる物品</p>	<p>一、 三三、一〇一千円</p>

八	関税率表第三三 一・二五号の一の(二)に掲げる物品	四三、三八二千円
九	関税率表第三五 二・一一号又は第三五 二・一九号に掲げる物品	一、一四〇、三七六千円
一	関税率表第三五 五・一 号の一に掲げる物品	一三、五八一、四七二千円
二	関税率表第三五 五・一 号の二又は第三五 五・二 号に掲げる物品	一九三、四六六千円
二	関税率表第三六・ 四項に掲げる物品	一、五七三、八〇六千円
三	関税率表第三九・ 一項から第三九・ 四項まで、第三九・ 六項又は第三九一・ 一 号に掲げる物品のうち塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールドディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類す	二一、四〇九、六五五千円

	<p>る形状のもの</p> <p>関税率表第三九一四・ 号に掲げる物品のうち</p> <p>ポリスチレンのもの及びアクリル樹脂のもの</p>	
一四	<p>関税率表第三 六・九一号及び第三九二六・九 号の</p> <p>二に掲げる物品のうち</p> <p>ストリップを織つたもの（両面をすべてプラスチック</p> <p>で塗布し、又は被覆したものに限る。）</p>	一、五二九、五二九千円
一五	<p>関税率表第四一四・二 号に掲げる物品</p>	一五、六九二千円
一六	<p>関税率表第四一類に掲げる物品（関税率表第四一 一・</p> <p>二 号の二、第四一 一・五 号の二、第四一 一・九</p> <p>号の二、第四一 四・一一号の二、第四一 四・一九</p> <p>号の二、第四一 四・四二号の二）及び二、第四一</p> <p>四・四九号の二）及び二、第四一 五・三 号の一、</p>	一、九五一、九七三千円

	<p>第四一 六・二二号の一、第四一 七・一一号の二、第四一 七・一二号の二、第四一 七・一九号の二、第四一 七・九二号の二、第四一 七・九九号の二、第四一 二・二二号の二、第四一 二・二二号の二、第四一 二・三二号、第四一 二・三二号、第四一 二・九二号又は第九六 五</p> <p>・ 号に掲げる物品</p>	
<p>一七</p>	<p>関税率表第四二 二・一一号、第四二 二・一二号、第四二 二・二二号、第四二 二・三二号、第四二 二・三二号、第四二 二・九二号又は第九六 五</p> <p>・ 号に掲げる物品</p>	<p>七、七七八、五二二千円</p>
<p>一八</p>	<p>関税率表第四二 五・ 号の二又は第九三 五・九九号の一に掲げる物品</p>	<p>七二六、〇〇三千円</p>

一九	<p>関税率表第四二類に掲げる物品（関税率表第四二・三項に掲げる物品並びに第一七項及び第一八項に掲げるものを除く。）</p>	五二九、四八六千円
二	<p>関税率表第四三 二・一一号に掲げる物品 関税率表第四三 二・一九号、第四三 二・二 号又は 第四三 二・三 号の二に掲げる物品のうち 羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの</p>	六一二、〇六七千円
二二	<p>関税率表第四三 二・三 号の一、第四三 三・一 号 又は第四三 三・九 号に掲げる物品のうち 羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの</p>	一、三二五、〇五三千円
二二	<p>関税率表第四四 三・九九号の一に掲げる物品</p>	二四八、五五三千円
二三	<p>関税率表第四四 七・二五号、第四四 七・二六号、第</p>	一七、〇三九、七〇三千円

	<p>四四 七・二九号の一又は第四四 七・九九号の一に掲げる物品のうち</p> <p>かんながけし又はやすりがけしたものの</p> <p>関税率表第四四 九・二九号の三の(一)に掲げる物品</p>	
二四	<p>関税率表第四四 七・二五号、第四四 七・二六号、第四四 七・二九号の一又は第四四 七・九九号の一に掲げる物品のうち</p> <p>かんながけし又はやすりがけしたものの以外のもの</p>	一五一、一三四千円
二五	<p>関税率表第四四 八・一号の二の(二)、第四四 八・三一号の二、第四四 八・三九号の四の(二)又は第四四 八・九号の二の(二)に掲げる物品のうち</p> <p>合板用单板</p>	一、九五〇、五八一千円
二六	<p>関税率表第四四 八・一号の二の(二)、第四四 八・三</p>	四、二〇六、六九一千円

	<p>一号の二、第四四八・三九号の四の(二)又は第四四八・九号の二の(二)に掲げる物品のうち</p> <p>合板用单板以外のもの</p> <p>関税率表第四四八・三九号の一の(二)又は第四四八・九号の一の(二)に掲げる物品</p>	
二七	<p>関税率表第四四九・二一号の一又は第四四二一・九号の一に掲げる物品</p>	三五六、七三四千円
二八	<p>関税率表第四四一 項又は第四四一 一項に掲げる物品</p>	八、九三四、五二〇千円
二九	<p>関税率表第四四八・一 号の二の(一)、第四四八・三一号の一、第四四八・三九号の一の(一)、三の(一)若しくは四の(一)、第四四八・九号の一の(一)若しくは二の(一)、第四四二一・一 号の二、第四四二二・九四号、第四四</p>	六、七三二、六一五千円

三四		三二二	三一	三	
<p>関税率表第四六 二・一一号、第四六 二・一二号又は</p>	<p>関税率表第四四類に掲げる物品（関税率表第四四一二・一 号の一、第四四一二・三一号、第四四一二・三二号及び第四四一二・三九号に掲げる物品並びに第二二項から第三二項までに掲げるものを除く。）</p>	<p>関税率表第四四二一・九 号の三の(一)に掲げる物品</p>	<p>関税率表第四四一九・ 号の一に掲げる物品</p>	<p>関税率表第四四一八・九 号の二の(二)に掲げる物品のうち 欄間</p>	<p>一二・九九号又は第四四二一・九 号の一に掲げる物品</p>
<p>二、七〇四、四〇二千円</p>	<p>七四、一二三、八〇二千円</p>	<p>二七二、六〇二千円</p>	<p>一、六〇二、四三〇千円</p>	<p>八〇〇、四〇七千円</p>	

	<p>第四六 二・一九号の一に掲げる物品 関税率表第四六 二・一九号の二に掲げる物品のうち 豊床以外のもの</p>	
三五	削除	
三六	<p>関税率表第五 六・ 号の二、第五 七・一 号 又は第五八 三・ 号の二の(一)に掲げる物品</p>	三五、四四五千円
三七	関税率表第五一・ 六項に掲げる物品	二四二、二〇〇千円
三八	関税率表第五一・ 七項に掲げる物品	一、四二九、四三六千円
三九	<p>関税率表第五一一一・一一号の一、第五一一一・一九号 の一、第五一一一・二 号の一、第五一一一・三 号の 一、第五一一一・九 号の一、第五一一二・一一号の一、</p>	一、二三五千円

	四	四一
<p>第五一一二・一九号の一、第五一一二・二 号の一、第 五一一二・三 号の一又は第五一一二・九 号の一に掲 げる物品</p>	<p>関税率表第五一・一一項又は第五一・一二項に掲げる物 品（第三九項に掲げるものを除く。）</p>	<p>関税率表第五二・ 四項、第五二 五・一一号の一、第 五二 五・一二号の一、第五二 五・一三号の一、第五 二 五・一四号の一、第五二 五・一五号の一、第五二 五・二一号の一、第五二 五・二二号の一、第五二 五・二三号の一、第五二 五・二四号の一、第五二 五 ・二六号の一、第五二 五・二七号の一、第五二 五・ 二八号の一、第五二 五・三一号の一、第五二 五・三 二号の一、第五二 五・三三号の一、第五二 五・三四 号の一、第五二 五・三五号の一、第五二 五・四一号</p>
	三、八二〇、八六〇千円	二八三、三五一千円

の一、第五二五・四二号の一、第五二五・四三号の

一、第五二五・四四号の一、第五二五・四六号の一、

第五二五・四七号の一、第五二五・四八号の一、第

五二六・一一号の一、第五二六・一二号の一、第五

二六・一三号の一、第五二六・一四号の一、第五二

六・一五号の一、第五二六・二一号の一、第五二

六・二二号の一、第五二六・二三号の一、第五二六

・二四号の一、第五二六・二五号の一、第五二六・

三一号の一、第五二六・三二号の一、第五二六・三

三号の一、第五二六・三四号の一、第五二六・三五

号の一、第五二六・四一号の一、第五二六・四二号

の一、第五二六・四三号の一、第五二六・四四号の

一、第五二六・四五号の一、第五二七・一 号の一

若しくは二の(一)、第五二七・九 号の一若しくは二の

(一)、第五八二・一一号、第五八二・一九号又は第五

八三・ 号の一に掲げる物品

四五	<p>関税率表第五四類に掲げる物品（第四三項及び第四四項に掲げるものを除く。） 関税率表第五六 四・九 号の一の(二)のB又は三に掲げる物品</p>	<p>一、二四七、六五六千円</p>
四六	<p>関税率表第五五・一二項から第五五・一六項まで又は第五八 一・三一号の二に掲げる物品</p>	<p>一、六八〇、三〇五千円</p>
四七	<p>関税率表第五五類に掲げる物品（第四六項に掲げるものを除く。）</p>	<p>一、六一七、二二五千円</p>
四八	<p>関税率表第五六 七・二一号、第五六 七・二九号、第五六 七・四一号、第五六 七・四九号又は第五六 七・五 号に掲げる物品 関税率表第五六 七・九 号の二に掲げる物品のうち</p>	<p>二二九、八一七千円</p>

<p>五一</p>	<p>五</p>	<p>四九</p>	
<p>関税率表第五八 六・一 号、第五八 六・三一号、第五八 六・三二号の二、第五八 六・三九号又は第五八 六・四 号に掲げる物品</p>	<p>関税率表第五七 二・一 号、第五七 二・三一号、第五七 二・三二号、第五七 二・三九号、第五七 二・四一号、第五七 二・四二号、第五七 二・四九号、第五七 二・五 号、第五七 二・九一号、第五七 二・九二号、第五七 二・九九号、第五七・三項又は第五七 五・ 号に掲げる物品</p>	<p>関税率表第五七・ 一項に掲げる物品</p>	<p>アバカ（マニラ麻又はムサ・テクステイリス）その他の硬質繊維のもの以外のもの</p>
<p>四七六、三二九千円</p>	<p>一一、五一三、三九三千円</p>	<p>六、九二四、八九二千円</p>	

<p>五二</p>	<p>関税率表第六・一項、第六二・四号、第六三項、第六四・一号、第六五項又は第六六項に掲げる物品</p> <p>関税率表第三六・一号の二の(二)、第六二・九号又は第六四・九号に掲げる物品のうち</p> <p>ゴム系の重量が全重量の五%以上のもの以外のもの</p>	<p>八五二、三二七千円</p>
<p>五三</p>	<p>関税率表第六二九・二号の一、第六二九・三号の一、第六二九・九号の一、第六二・一二項又は第六二一六・号に掲げる物品</p> <p>関税率表第六二一七・一号に掲げる物品のうち</p> <p>靴下類</p>	<p>九、七七六、〇六二千円</p>
<p>五四</p>	<p>関税率表第六二九・二号の二の(二)のA、第六二九・三号の二の(二)のA、第六二九・九号の二の(二)のA又は第六二一七・九号に掲げる物品</p>	<p>六七三、四一九千円</p>

	<p>五七</p>		<p>五五</p>	
<p>五八</p>	<p>関税率表第六三 一・二 号、第六三 一・三 号、第六三 一・四 号又は第六三 一・九 号に掲げる物品</p>	<p>単に裁断したものに限り。 絹製のもの（長方形（正方形を含む。）以外の形状に</p>	<p>関税率表第六二・一三項に掲げる物品</p>	<p>関税率表第六二一七・一 号に掲げる物品のうち 靴下類以外のもの</p>
<p>五十一号、第六三 二・五九号、第六三 二・六 号、第 六三 二・三一号、第六三 二・三九号、第六三 二・ 関税率表第六三 二・二一号、第六三 二・二九号、第 四、三〇九、〇三〇千円</p>	<p>五、一四一、四九〇千円</p>	<p>五、三七四、四四一千円</p>	<p>一、四一六、六五五千円</p>	

六二	関税率表第七 一八項に掲げる物品	三五三、九八四千円
六三	関税率表第七一・一三項に掲げる物品	五、七八二、一八〇千円
六四	関税率表第七一一七・一九号、第七一一七・九号の一 又は第九一一三・九号の二の(一)に掲げる物品	一、四六三、五五九千円
六五	関税率表第七二二・一一号又は第七二二二・一九号に掲げる物品	二、六九一、六九五 キログラム
六六	関税率表第七二二・三号、第七二二二・五号、第七二二・七号、第七二二・八号、第七二二・九一号又は第七二二・九二号に掲げる物品 関税率表第七二二・九九号に掲げる物品のうち りん鉄以外のもの	四九、〇七一、二〇九 キログラム

六七	<p>関税率表第七二 二・四九号に掲げる物品</p>	<p>二三、一八五、六五一 キログラム</p>
六八	<p>関税率表第七二 二・六 号に掲げる物品のうち ニツケルの含有量が全重量の三三%未満のもの</p>	<p>三、四〇六、〇〇六 キログラム</p>
六九	<p>関税率表第七二 二・六 号に掲げる物品のうち ニツケルの含有量が全重量の三三%未満のもの以外の もの</p>	<p>一、一一一、六六八 キログラム</p>
七	<p>関税率表第七四 三・一一号、第七四 三・一二号又は 第七四 三・一三号に掲げる物品 関税率表第七四 三・一九号に掲げる物品のうち 精錬用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八%以下 のものに限る。）以外のもの</p>	<p>四七、七〇五、二七一 キログラム</p>

七二	<p>関税率表第七四 九・一一号、第七四 九・一九号、第七四 九・四 号、第七四 九・九 号、第七四・一 項又は第七四一・一 号に掲げる物品</p>	六、〇三五、〇四四千円
七三	<p>関税率表第七五 一・二 号の一又は第七五 二・一 号に掲げる物品</p>	<p>二九、三九九、七六〇 キログラム</p>
七四	<p>関税率表第七六類に掲げる物品</p>	<p>一一、三三三、六五〇千円</p>
七一	<p>関税率表第七四 七・一 号、第七四 七・二一 号、第七四 八・一一 号、第七四 八・一九 号又は第七四 八・二一 号に掲げる物品</p> <p>関税率表第七四 七・二九 号の二又は第七四 八・二九 号に掲げる物品のうち 銅・すず合金（青銅）のもの</p>	<p>五、四一八、五〇一 キログラム</p>

七五	<p>関税率表第七八 一・一 号に掲げる物品</p>	七、六八三、九四二 キログラム
七六	<p>関税率表第七九・ 一項に掲げる物品</p>	二四、八四二、一七四 キログラム
七七	<p>関税率表第八一・ 三項、第八一 六・ 号、第八一 ・ 七項、第八一 八・九 号、第八一一一・ 号、 第八一一二・二二一号、第八一一二・二二二号、第八一一二 ・二九号、第八一一二・五一号、第八一一二・五二号、 第八一一二・五九号、第八一一二・九二号、第八一一二 ・九九号又は第八一一三・ 号に掲げる物品</p>	七、一一二、六一八千円
七八	<p>関税率表第九四 一・九 号の一又は第九四 四・一 号に掲げる物品</p>	二二三、九九七千円

八一	八	七九
<p>関税率表第九六 三・二一号、第九六 三・二九号、第九六 三・三三号、第九六 三・四号、第九六 三・五号又は第九六 三・九号に掲げる物品</p>	削除	削除
五、〇三五、五四三千元		